

役員等報酬規程

社会福祉法人 寿泉会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿泉会（以下、「法人」という。）の理事、監事及び評議員等（以下、「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 理事が法人の運営管理のために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。ただし、理事が職員である場合は、これを支給しない。

2 理事会等への出席については、1日あたり10,000円とする。

3 監事が会計監査、社会保険労務等、法人の運営に必要な専門業務を行うために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。

4 監事監査等監事業務については、1日あたり20,000円とする。

理事会等会議への出席については、1日あたり10,000円とする。

5 評議員が運営管理のために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。

6 評議員会等会議への出席については、1日あたり10,000円とする。

7 第三者委員が入所検討委員会等のために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。

8 前項の報酬の額は、1日あたり5,000円とする。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、開催日に支払う。

(改 正)

第4条 この規則を改正、廃止するときは、評議員会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、令和元年6月10日から施行する。

この規程は、令和4年3月25日から施行する。